

## 第1章

# 越谷市の環境の概況



イオンレイクタウン Act Green ECO WEEK 2021 「食品ロス削減の展示」

## 第1章 越谷市の環境の概況

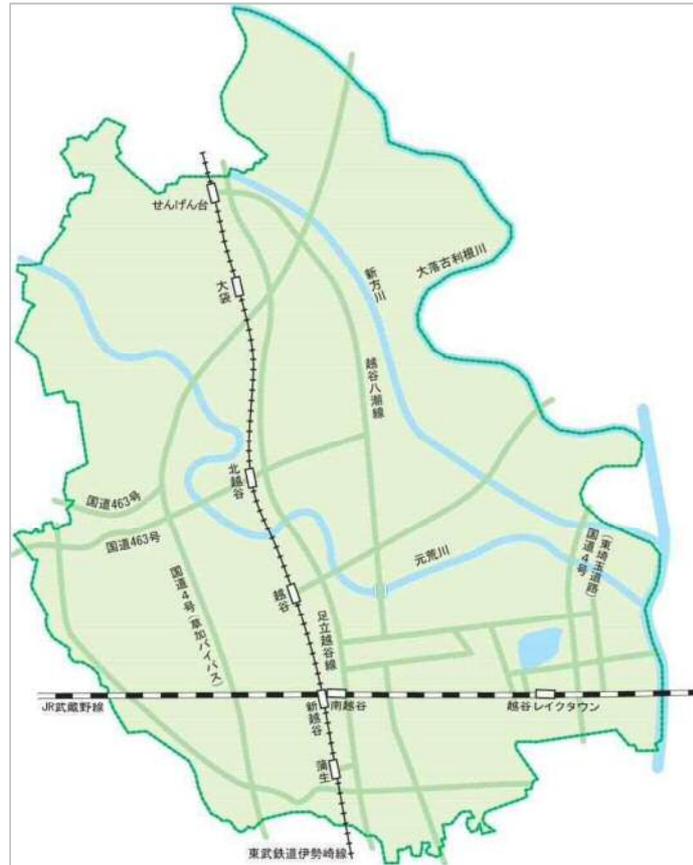
### 第1節 越谷市の概要

#### 1. 位置・面積・地勢

本市は、埼玉県東南部に位置し、東京都心から北へ25kmという地理的環境にあります。市域は、東西に8.6km、南北に11.5kmで、面積は60.24km<sup>2</sup>（平成26年10月1日 国土地理院計測）あります。

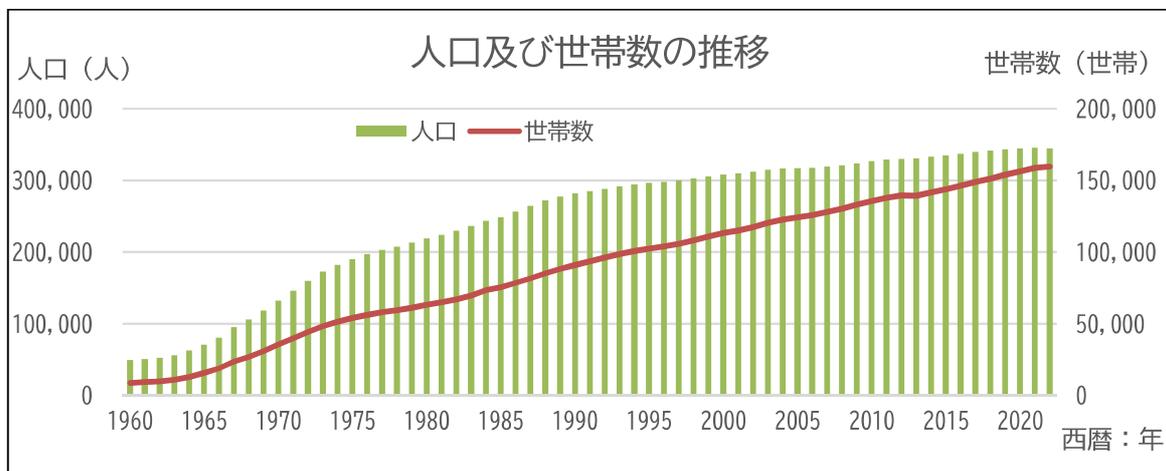
本市の地勢は、大宮台地と下総台地にはさまれた中川流域の沖積平野に位置しており、高低差の少ない、平坦な地形となっています。また、元荒川、大落古利根川、綾瀬川、新方川、中川の一級河川や、葛西用水、末田大用水、谷古田用水など多くの河川・用水が流れ、古くから「水郷こしがや」と呼ばれてきました。

鉄道は東西にJR武蔵野線、南北に東武鉄道伊勢崎線（愛称：東武スカイツリーライン）が走り、道路は国道4号と国道463号の2本の国道が走っています。



#### 2. 人口

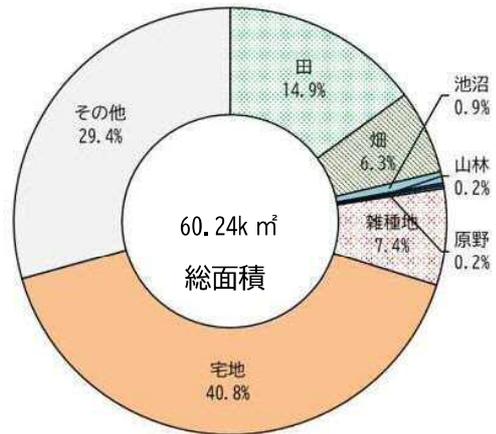
本市は、昭和37年に地下鉄日比谷線が北越谷駅まで相互乗り入れを開始後、人口が急激に上昇し、昭和42年には人口増加率のピークを迎えました。その後、昭和48年まで年間1万人の増加が続き、徐々に緩やかな増加傾向となっています。また、世帯数は継続して増加している一方、1世帯当たりの人数は減少傾向が続いています。令和4年4月1日現在、人口は344,674人、世帯数は159,682世帯、1世帯当たりの人数は約2.2人となっています。



### 3. 土地利用

本市は、市域の全域が都市計画区域に指定されており、市街化区域が 28.72 km<sup>2</sup>（市域の 47.6%）、市街化調整区域は 31.59 km<sup>2</sup>（市域の 52.4%）となっています。（平成 30 年 1 月）

地目別土地面積は、約 50 年前と比較すると、約 7 割を占めていた田畑の面積が大幅に減少し、宅地の面積が 12.9%から 40.6%に増加しています。



### 4. 産業

「平成 28 年経済センサス-基礎調査」によると、越谷市の事業所数は 11,053 事業所となっています。産業分類別にみると、「卸売業，小売業」がもっとも多く、2,997 事業所、次いで「宿泊業，飲食サービス業」1,425 事業所、「生活関連サービス業，娯楽業」1,143 事業所と続いています。

（注）本調査において個人経営の農・林・漁業、国又は地方公共団体の機関は除かれる。

出典：「平成 28 年経済センサス-基礎調査結果」（総務省統計局）を加工して作成

産業大分類		平成 28 年	
		事業所数	従業者数
総数		11,053	110,758
A	農業，林業	10	101
B	漁業	0	0
C	鉱業，採石業，砂利採取業	0	0
D	建設業	1,008	8,347
E	製造業	1,027	12,500
F	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0
G	情報通信業	76	582
H	運輸業，郵便業	315	9,596
I	卸売業，小売業	2,997	27,458
J	金融業，保険業	167	2,729
K	不動産業，物品賃貸業	623	3,059
L	学術研究，専門・技術サービス業	385	2,001
M	宿泊業，飲食サービス業	1,425	12,974
N	生活関連サービス業，娯楽業	1,143	6,768
O	教育，学習支援業	467	4,378
P	医療，福祉	878	13,779
Q	複合サービス事業	27	245
R	サービス業(他に分類されないもの)	505	6,241

### 5. 気候

本市を含む埼玉県の気候は、太平洋側気候に属しています。冬は北西の季節風が強く、晴天の日が多くて空気が乾燥します。夏は日中かなりの高温になり、雷の発生が多く、降ひょうも多いのが特徴です。また、県東南部の平野に位置することから、海洋性の特徴も見られます。

過去5年間の越谷市の気象データ

年	天気日報					気温 (°C)			平均湿度 (%)	総降雨量 (mm)	平均風速 (m)	最多風向
	快晴	晴	くもり	雨	その他	最高	最低	平均				
H29	88	110	129	37	1	38.1	-3.7	15.7	68.5	1,158.5	2.2	北西
H30	80	137	112	32	4	38.6	-3.7	16.7	70.3	1,138.5	2.2	北西
R元	84	110	131	38	2	37.3	-2.0	16.3	70.5	1,408.5	2.2	北西
R2	79	125	119	42	1	38.7	-3.1	16.3	71.6	1,243.5	2.1	北西
R3	95	121	105	44	0	37.4	-4.4	16.4	64.9	1,520.5	1.9	北北西

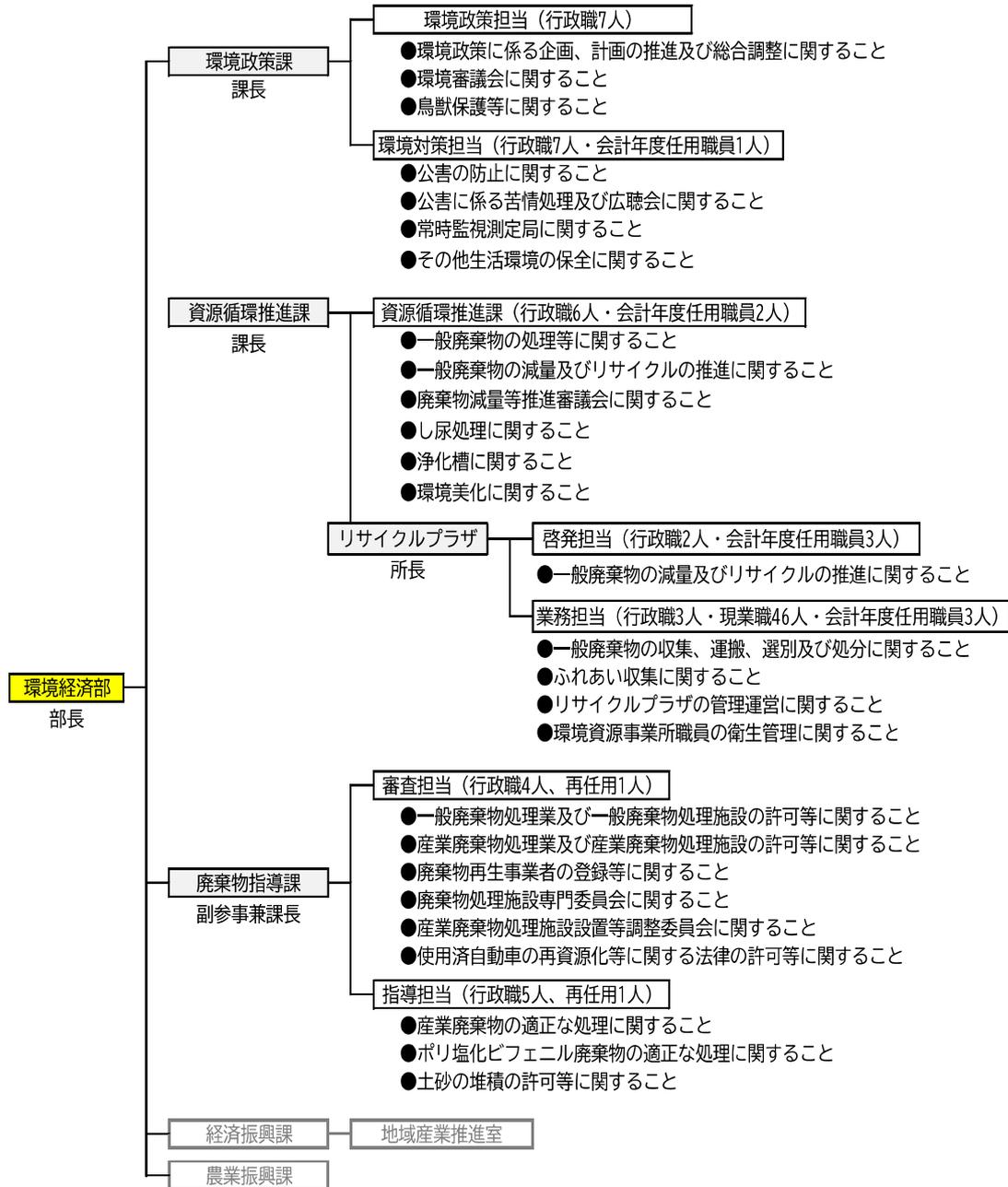
資料：消防本部・指令課



## 第2節 環境行政のあらまし

### 1. 環境行政の体制

#### 1-1 環境行政組織図（令和4年4月1日現在）



## 1-2 附属機関（審議会等）

### (ア)環境審議会

環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項を調査審議するため、越谷市環境条例第25条に基づき、設置されています。

大熊 正行	越谷商工会議所 常議員
渡辺 智子	東京電力パワーグリッド(株)川口支社 草加事務所長
小船 隆一	一般社団法人 越谷青年会議所
島村 稔	越谷市農業団体連合会 副会長
◎小松 登志子	埼玉大学 名誉教授
船山 智代	文教大学 教育学部 化学研究室 教授
○浜本 光紹	獨協大学 経済学部 教授
青柳 みどり	国立研究開発法人国立環境研究所社会システム領域 脱炭素対策評価研究室 主席研究員
嶋田 知英	埼玉県環境科学国際センター 研究企画室長
三澤 善道	特定非営利活動法人 越谷ふるさとプロジェクト 代表
石井 秀夫	埼玉県生態系保護協会 越谷支部長
星野 智子	一般社団法人 環境パートナーシップ会議 副代表理事
中園 金吾	公募市民
高関 義博	公募市民
村上 月江	公募市民

◎：会長 ○：副会長 （令和4年3月31日現在）

### (イ)廃棄物減量等推進審議会

総合的な廃棄物の減量等に関する事項を審議するため、越谷市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第7条に基づき、設置されています。

久保 直紀	プラスチック容器包装リサイクル推進協議会 専務理事
櫻井 孝史	公益財団法人 古紙再生促進センター 常務理事
並木 潤太	越谷商工会議所 工業部副会長
◎小松 登志子	埼玉大学 名誉教授
浅井 勇一郎	獨協大学 経済学部 国際環境経済学科 特任助手
川崎 幹生	埼玉県環境科学国際センター 資源循環・廃棄物担当部長
秋元 智子	認定特定非営利活動法人 環境ネットワーク埼玉 事務局長
鬼沢 良子	特定非営利活動法人 持続可能な社会をつくる元気ネット 理事長
○深井 晃	越谷市自治会連合会 副会長
河上 繁	越谷市コミュニティ推進協議会 監事
草場 澄江	特定非営利活動法人 埼玉フードパントリーネットワーク 理事長
関根 博樹	公募市民
藤井 昌人	公募市民
須田 芳恵	公募市民
富沢 二三子	公募市民

◎：会長 ○：副会長 （令和4年3月31日現在）

### (ウ)廃棄物処理施設専門委員会

廃棄物処理施設の設置許可に当たり、周辺地域の生活環境の保全及び周辺の施設に適正な配慮がなされたものであるかどうかについて、専門的知識を有する者の意見を聴くため、越谷市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第 17 条の 2 の規定に基づき、設置されています。

荒井喜久雄	公益社団法人 全国都市清掃会議 技術指導部長
小野雄策	(元)日本工業大学 ものづくり環境学科特任教授
河村清史	(元)埼玉大学大学院 理工学研究科教授
木村和則	(元)一般財団法人 小林理学研究所 騒音振動研究室 主任研究員
藤吉秀昭	一般財団法人 日本環境衛生センター 副理事長

### (工)産業廃棄物処理施設設置等調整委員会

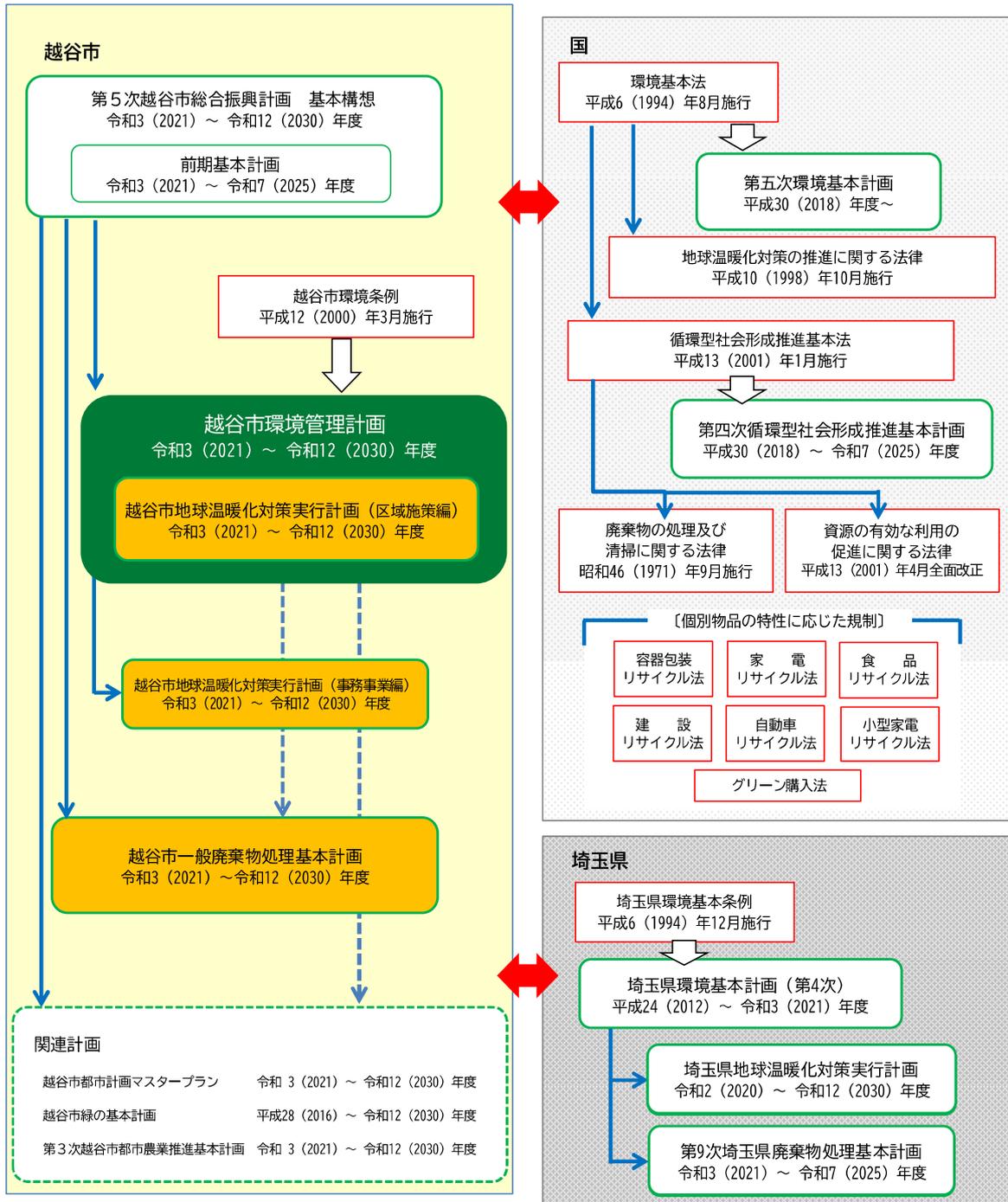
産業廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防及び調整に関する重要事項について調査、審議するため、越谷市産業廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例第 23 条の規定に基づき、設置されています。

江原智	江原総合法律事務所 弁護士
篠崎淳	篠崎法律事務所 弁護士
小野雄策	(元)日本工業大学 ものづくり環境学科特任教授
小松登志子	埼玉大学 名誉教授

## 2. 環境関連計画

### 2-1 主要な計画の位置付け

※令和3年度現在



## 2-2 主要な計画の概要

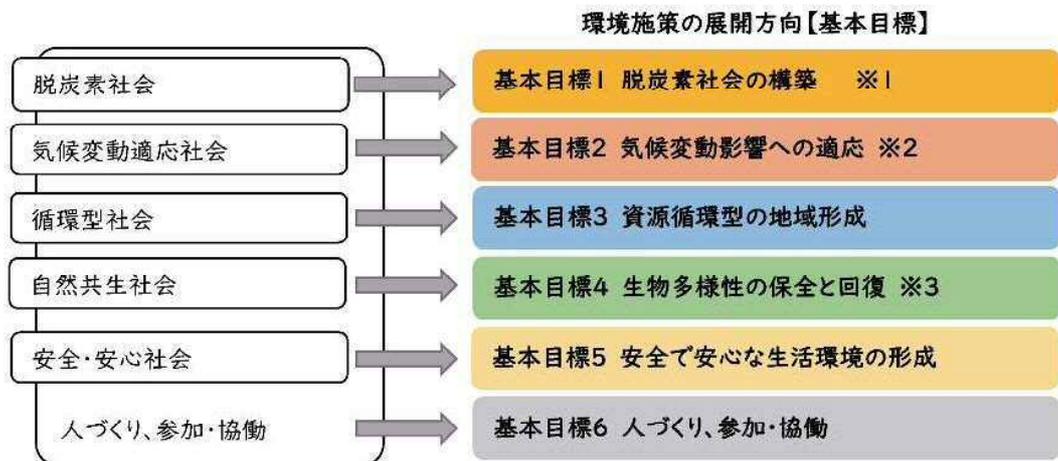
### (ア)越谷市環境管理計画

越谷市環境条例の理念を具現化し、環境の保全に関する施策を長期的な観点から総合的、体系的に推進する計画です。市の環境に係る総ての施策の基本的な方向を示し、取り組みを誘導する役割を担っています。

環境に関する状況や課題を地域レベルから世界レベルまでの確に把握し、SDGs の考え方を取り入れるとともに、世界・国・県の計画や方向性、本市の関連計画との整合性を踏まえながら、今後の本市の環境施策を総合的・体系的に推進するため、令和3年4月に改定を行い、令和3年度～令和12年度までを計画期間としています。

### ○環境施策の展開方向

市の望ましい環境像「みんなで創ろう 越谷の豊かな環境と未来」を実現するため、施策を展開していきます。



※1 基本目標1は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成28年法律第50号）第21条第3項に基づく「越谷市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」として位置付けます。

※2 基本目標2は、気候変動適応法（平成30年法律第50号）第7条第2項に基づく「越谷市気候変動適応計画」として位置付けます。

※3 基本目標4は、「埼玉県東南部地域生物多様性ガイドライン」に基づく「生物多様性こしがやアクションプラン」として位置付けます。

図 6つの基本目標と環境施策の連動イメージ図

## ○基本目標ごとの取り組みの方向性

### 基本目標1 脱炭素社会の構築

- 1-1 エネルギーの効率的な利用
- 1-2 再生可能エネルギーの導入拡大
- 1-3 再生可能エネルギー電力への転換
- 1-4 二酸化炭素吸収源の拡大
- 1-5 都市基盤と交通ネットワークの形成
- 1-6 ごみの発生抑制の推進
- 1-7 革新的な取組の探求

### 基本目標2 気候変動影響への適応

- 2-1 気候変動適応の理解促進
- 2-2 気候変動適応の推進に係る庁内連携の構築
- 2-3 気候変動に対する適応力の向上

### 基本目標3 資源循環型の地域形成

- 3-1 市民・事業者との協働による資源循環の推進
- 3-2 排出事業者等による主体的なごみ減量・資源化の促進
- 3-3 新たなごみ収集・処理システムの構築
- 3-4 産業廃棄物対策の推進
- 3-5 農産物や食品等の地域内循環の推進

### 基本目標4 生物多様性の保全と回復

- 4-1 生きものの減少防止と回復
- 4-2 生息環境の維持と回復
- 4-3 生きものが暮らす環境の保全
- 4-4 グリーンインフラの整備と活用
- 4-5 生物多様性の普及の推進

### 基本目標5 安全で安心な生活環境の形成

- 5-1 生活環境の保全
- 5-2 都市景観の形成と歴史ある景観の保全
- 5-3 災害に柔軟に対応できるまちづくりの推進

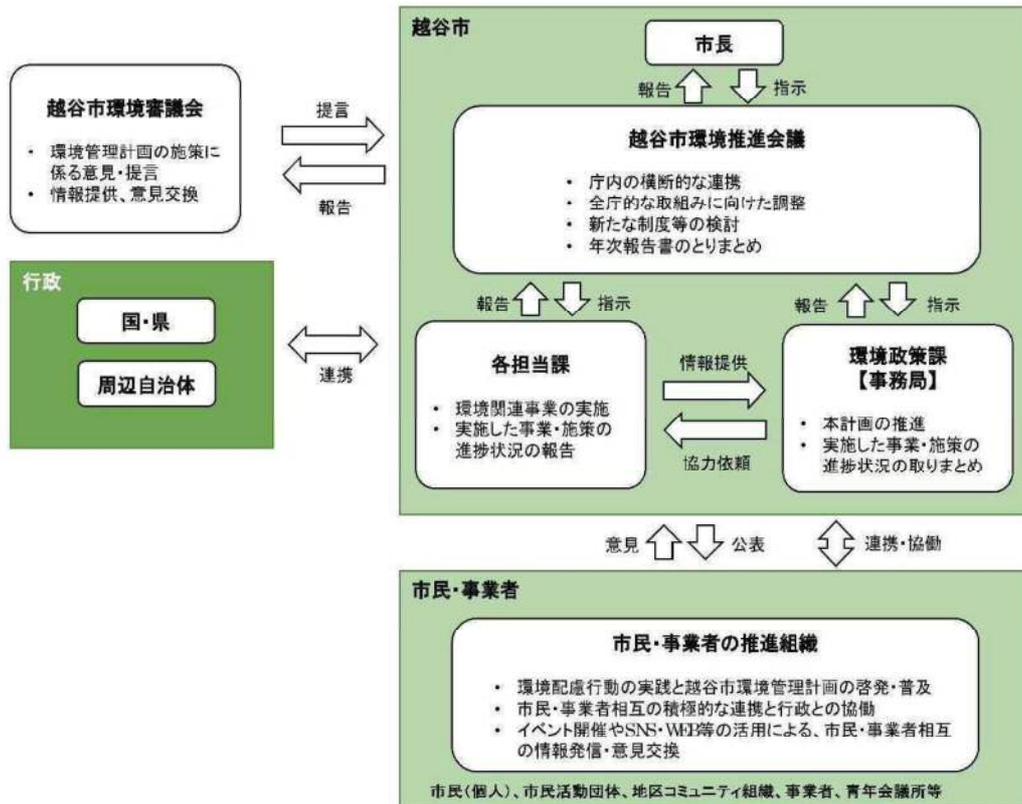
### 基本目標6 人づくり、参加・協働

- 6-1 環境・SDGs 教育の推進
- 6-2 環境・SDGs 活動の推進
- 6-3 環境・SDGs に配慮した消費行動の喚起

## ○推進体制

市の組織である「越谷市環境推進会議」により施策の推進・調整を図ると共に、市民・事業者の推進組織（市民活動団体、地区コミュニティ組織、青年会議所等）との協働により取組みを進めています。また、これらの進捗状況について、毎年度環境審議会に報告し、意見・提言を受けています。

### 推進体制



### (イ) 越谷市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく地方公共団体の実行計画であり、越谷市域から排出される温室効果ガスの排出抑制等を総合的かつ計画的に推進するものです。令和3年4月に策定しました令和3～令和12年度までを計画期間とした越谷市環境管理計画の中に含む形で新たに策定しています。

### (ウ) 越谷市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

市の事務・事業から排出される温室効果ガスの削減を図る計画「越谷市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」も令和3年12月に策定し、令和12年度までを計画期間としています。

### (エ) 一般廃棄物処理基本計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づく一般廃棄物処理基本計画に位置づけられ、上位計画である「第5次越谷市総合振興計画」、「越谷市環境管理計画」で掲げているごみ処理行政分野における計画事項を具体化するための施策方針を示す、ごみ処理に関する上位計画です。

なお、令和3年3月に改定し、令和12年度までを計画期間としています。